

第8章 第1期整備事業計画

当面の事業である第1期整備事業期間は、2019年度から6年間とし、三宅御土居跡においては主郭(旧寺院境内地)の史跡整備の完成と供用開始の実現を図ること、七尾城跡においては見学路の整備及び本丸・二の段の曲輪の顕在化を図ることを主な目標とする。

ここでは、具体的に第1期事業の整備内容について検討する。

8-1 三宅御土居跡の整備

三宅御土居跡は、現時点では遺構の全容解明に至っておらず、調査結果に基づく具体の整備を検討することは難しい。一方で、寺院の移転から10年が経過した現在も建物等の基礎が残存する状況は、史跡の保存・活用にあたって、決して好ましいものとはいえず、早急に改善すべき課題となっている。

そこで、第1期整備は主郭ゾーンにおける広場整備と現存遺構(土塁)の修復を主体とし、館内の本格的な整備は、今後の計画的な発掘調査に基づいて行うものとする。

<館内部の地形の復元と広場整備を行う>

館内部では、段状造成面が現状の地形に重なる位置で確認されており、これら館の造成に伴う地形を復元する。それに伴い、残存する旧寺院関連建造物(庫裡・墓地等)の基礎等の工作物は基本的に撤去するが、遺構を毀損する恐れがある場合は、覆土による整備を行う。

また、県道益田種三隅線の西側一帯の平地を、学校教育や社会教育で利活用できる学習広場として整備し、臨時的な駐車も可能とした多目的広場を併設する。広場は、整備に必要な情報が得られるまでの間は、発掘調査が可能な舗装(土舗装、一部地被等)とする。

<現存遺構である土塁の修復を行う>

現存する防御遺構である土塁の整備を図る。墓地に関わる工作物が土塁の斜面に残留し、景観的にも大きな阻害要因になっているため、早期に撤去を行う。事前の発掘調査の成果に基づき、土塁の修復(復元修理)を行う。また、館内を見渡す視点場としても利用できるよう、土塁上への通路を整備する。なお、坂路が確認された場合は復元修理して見学路として利用する。

<公開活用等のための施設を整備する>

- ・ガイダンス施設を整備する計画であるが、設置場所は未決定であることから、当面の措置として仮設のガイダンス施設を主郭ゾーンの適地に設置し、県道の取り扱いの方向性が示された段階を目途に、整備候補地を選地する。
- ・トイレはガイダンス施設に併設する計画であるため、ガイダンスが整備されるまでの間は仮設トイレを公有地の適地に設置する。
- ・既存の駐車場(2箇所)は、車椅子等の利用可能な仕様に整備する。
- ・見学路は自由動線とし、来訪者が史跡について学ぶことができるよう、適地に総合案内板や遺構の説明板等のサインを設置し、あわせて史跡標識を適地に設置する。
- ・ベンチ等の休憩施設を学習広場・多目的広場の適地に設置する。

- ・私有地との境界に遮蔽を兼ねた生垣等を整備する。
- ・土塁上等に転落防止柵等の安全管理施設を設置する。
- ・公開箇所が県道によって東西に分かれるため、道路の横断については安全に十分配慮する。

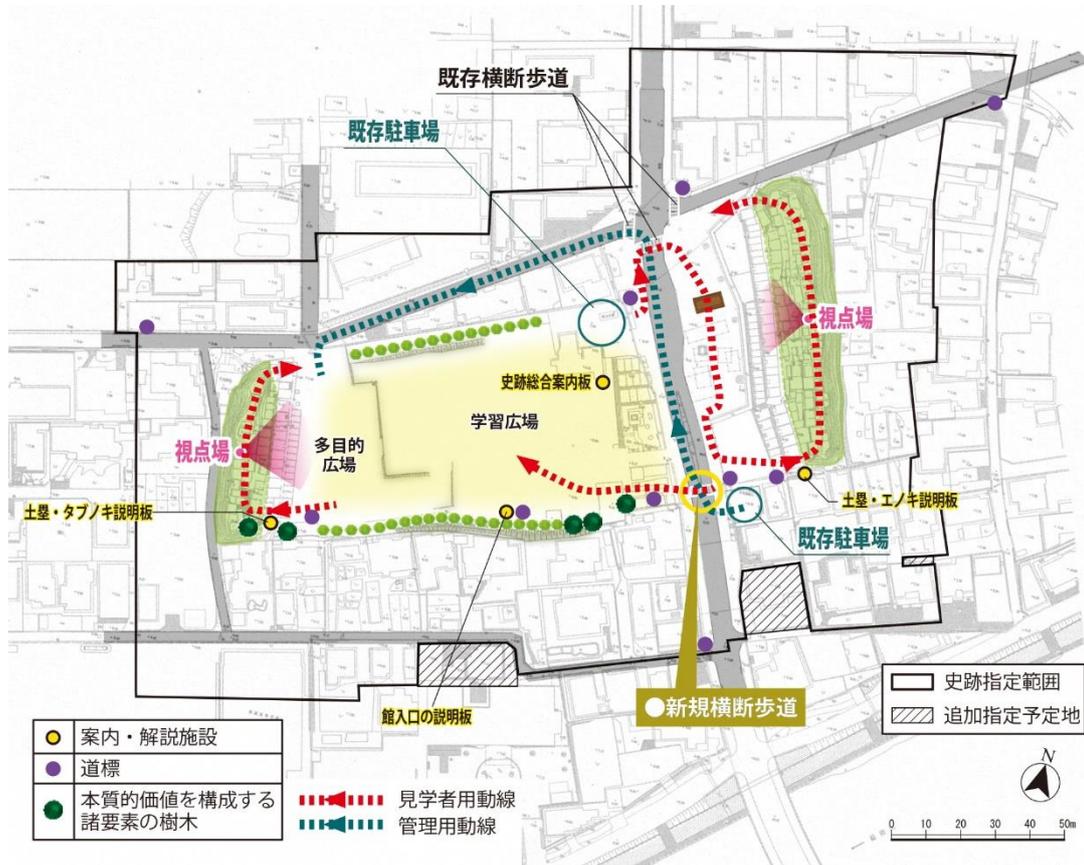


図 8-1 第 1 期整備事業の動線計画図



※全域整備の際は移植等を行う。

図 8-2 第 1 期整備事業の修景植栽整備計画図



仮設ガイダンス施設と仮設トイレは、それぞれ適地に設置する。

図 8-3 第 1 期整備事業計画図

8-2 七尾城跡の整備

第1期整備事業では三宅御土居跡の整備を優先的に行うが、益田氏城館跡として一体の史跡である七尾城跡の顕在化も望まれるため、公有地や境内地等を中心に以下の整備を行う。なお、七尾城跡には私有地が多く含まれるため、円滑な整備事業実施のために第1期整備事業期間内に権利者の同意を得て、管理団体の指定を受ける必要がある。

<山城遺構を連絡する動線を整備する>

【5-2-3 動線計画、P135】で示したように、現在の見学路(参道含む)の必要に応じた補修と、現在の踏み分け道等の支障木を伐採し、北西の尾崎丸方面、北東の長の出丸方面、本丸南側の曲輪方面への見学路として整備する。

<公開活用等のための施設を整備する>

動線の整備に伴い、道標や説明板等サイン、ベンチ等休憩施設を適地に整備する。

ガイダンス施設は段階的に整備するものとし、第1期事業期間では先行して整備を計画する三宅御土居跡の仮設ガイダンス施設に七尾城跡のガイダンス機能も持たせる。そして、支障木伐採完了を目途に仮設ガイダンスを設置する。本整備は第2期整備事業以降とする。

<露出した遺構の保存措置を行う>

本丸や二の段等の発掘調査で検出された地下遺構のうち、一部の礎石は野生動物の掘り返しや経年によって保護シートが破損し、遺構の一部が露出している状態にあるため、盛土等による保護を図る。

<山城の顕在化のために曲輪周辺の伐採を行う>

「山城らしさ」を顕在化させるために、曲輪一帯を覆っている樹木は【5-2-6 修景及び植栽に関する計画、P139】に沿って伐採を行う。伐採は、「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」のトライアングル軸内から見渡せる範囲を主体とし、第1期整備事業における樹木の伐採範囲は、本丸・二の段ゾーンとする。第2期整備事業の早期において、西尾根曲輪群ゾーンの樹木を伐採し、以下、東尾根曲輪群ゾーンを対象として順次、実施する。

また、城跡側からの視点場としては参道周辺、住吉神社社殿周辺、本丸周辺などを設定し、ベンチ等休憩施設やサイン等の設置を行う。



図8-4 樹木の伐採によって山頂曲輪群が顕在化した富田城跡(安来市)



図 8-5 第 1 期整備事業計画図

